

資格認定細則

第1条 メンタルケア学会（以下、「当学会」という）会則第4条5項の規定による資格認定および手続きは本細則の定めるところによる。

第2条 当学会が認定する資格は以下のとおりとする。

1. メンタルケアカウンセラー®
2. メンタルケア心理士®
3. 准メンタルケア心理専門士™
4. メンタルケア心理専門士®
5. ペットロス・ハートケアカウンセラー™
6. アニマル・ペットロス療法士™

第3条 認定を申請するための条件は第1項から第6項のいずれかを満たすこととする。

1. メンタルケアカウンセラー認定申請条件
 - (1) 当学会賛助会員として教育指定された講座において、当学会が規定するカリキュラムを受講し、そのカリキュラムを当学会が定める一定基準の知識技術に達しているとの評価により修了した者
2. メンタルケア心理士認定申請条件
認定申請必須条件を満たし、下記の1または2のいずれかの条件を満たしている者
<申請必須条件>こころ検定®2級合格者
 - (1) 当学会指定教育機関においてメンタルケア心理士教育課程を修了した者
 - (2) ・認定心理士の資格を保有している者
・産業カウンセラーの資格を保有している者
・当学会が定める「学士・修士申請規定」を満たし、文部科学省の定める4年制大学心理学部、学科または心理隣接学部、学科卒業生で証明できる者
3. 准メンタルケア心理専門士認定申請条件
 - (1) メンタルケア心理士®資格登録者
4. メンタルケア心理専門士認定申請条件
認定申請必須条件を満たし、下記の1または2のいずれかの条件を満たしている者
<申請必須条件>こころ検定®1級合格者
 - (1) 当学会指定教育機関においてメンタルケア心理専門士教育課程を修了した者
 - (2) ・臨床心理士資格を保有している者

- ・当学会が定める「学士・修士申請規定」を満たし、文部科学省の定める大学院心理隣接研究・専攻科修士で証明できる者

5. ペットロス・ハートケアカウンセラー認定申請条件

- (1) 当学会が実施する実務能力認定試験に合格した者
- (2) ペットロス・ハートケアカウンセラー実務能力認定試験の受験には等級により以下の通り受験資格を設ける。

2・3級

- ・当学会指定教育機関においてペットロス・ハートケアカウンセラー講座の受講修了をした者

6. アニマル・ペットロス療法士認定申請条件

- (1) 当学会が実施する実務能力認定試験に合格した者
- (2) アニマル・ペットロス療法士実務能力認定試験の受験には以下の通り受験資格を設ける。

以下のいずれかに該当する者

- ・ペットロス・ハートケアカウンセラー2級資格登録者
- ・当学会指定教育機関においてアニマル・ペットロス療法士教育課程を修了した者

第4条 資格認定審査及び資格登録料は次の通りとする。

1. メンタルケアカウンセラー

(1) 資格認定審査

当学会賛助会員として教育指定された講座において、当学会が規定するカリキュラムにおいて一定基準の知識技術に達しているとの評価により修了した者

- (2) 審査料は資格登録料および認定証書と合わせて5, 100円(税込)とする。

2. メンタルケア心理士

(1) 資格認定審査

第3条2項に準じるものとする。

- (2) 資格登録料および認定証書一式は5, 600円(税込)とする。

3. 准メンタルケア心理専門士

- (1) 年度毎に定める出題範囲より以下の通り出題する。

- ・学科 筆記試験(多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等)25問

- (2) 実施回毎の受験者偏差値55以上または8割正答を合格基準として学科を判定し合格基準に達している者

- (3) 在宅試験：受験願書記載の住所で行う。
- (4) 審査料は7,700円、認定料および認定証書一式は5,100円(税込)とする。

4. メンタルケア心理専門士

- (1) 資格認定審査
第3条4項に準じるものとする。
- (2) 資格登録料および認定証書一式は5,600円(税込)とする。

5. ペットロス・ハートケアカウンセラー

- (1) 年度毎に定める出題範囲より以下の通り出題する。
 - 2級
 - ・学科 筆記試験(多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等) 20問
 - 3級
 - ・学科 筆記試験(多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等) 30問
- (2) 2級
 - ・学科:実施回毎の受験者偏差値55以上または8割正答を合格基準として学科を判定し、合格基準に達している者
- 3級
 - ・実施回毎の受験者偏差値55以上または7割正答を合格基準として学科を判定し、合格基準に達している者
- (3) 在宅試験：受験願書記載の住所で行う。
- (4) 審査料は2級8,700円、3級7,700円、資格登録料および認定証書一式は4,100円(税込)とする。

6. アニマル・ペットロス療法士

- (1) 年度毎に定める出題範囲より以下の通り出題する。
 - ・学科 筆記試験(多岐選択式問題、穴埋め問題、記述式問題等) 30問
- (2) ・実施回毎の受験者偏差値55以上または8割正答を合格基準として学科を判定し、合格基準に達している者
- (3) 在宅試験：受験願書記載の住所で行う。
- (4) 審査料は9,700円、資格登録料および認定証書一式は5,600円(税込)とする。

第5条 資格認定の手続きは次に定めるところによる。

- 1. 本細則に基づく資格認定審査または資格登録を受けようとする者は、審査料または資格登録料を添えて所定の申請書類を当学会業務センターに提出しなければならない。

2. 審査の方法や手続きは、資格認定委員会の定める申し合わせによるものとする。
3. 資格審査に合格し希望する会員種別の資格を有し、かつ所定の費用を納付し当学会の会員として登録を希望する者は、当学会の会員として登録される。なお、登録の期日は、登録完了の通知に記載される期日より会員種別による期間とする。

第6条 本細則の改廃は、当学会理事会の承認を得るものとする。

附則

1. 本細則は平成24年1月4日より施行する。
2. 改定：本細則は平成27年4月1日より施行する。
3. 改定：本細則は平成29年4月1日より施行する。
4. 改定：本細則は平成30年1月15日より施行する。
5. 改定：本細則は平成30年4月1日より施行する。